

共同印刷グループ

グリーン調達ガイドライン

Ver. 1.2

2021年4月1日

共同印刷株式会社

## 共同印刷グループ グリーン調達ガイドライン (Ver. 1. 2)

### 1. はじめに

共同印刷グループは企業行動憲章において「環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動する」ことを掲げています。また、新たな目標「環境ビジョン 2025」を制定し、さらなる環境負荷低減と高水準の環境活動に取り組んでいます。

調達においても、サプライヤーの皆さまとともに CSR（企業の社会的責任）の取り組みを推進し、持続可能な発展を遂げていきたいと考え、そのために遵守いただく基本事項として 2013 年に「CSR 調達基準」を制定しました。以来、サプライヤーの皆さまのご協力の下、グリーン購入を推進しております。このほか、SDGs（持続可能な開発目標）や COP21（気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）を受けて高まる社会の要請を認識し、環境負荷の最小化や生物多様性保全への取り組みも強化しております。

このような観点から、サプライヤーの皆さまとともに環境に優しい事業活動を推進するために「グリーン調達ガイドライン」を作成いたしました。本ガイドラインに、サプライヤーの皆さまに遵守いただきたい事項をまとめております。主旨をご理解いただき、当社のグリーン調達活動へのご協力をお願いいたします。

### 2. 目的

この「グリーン調達ガイドライン」（以下、ガイドライン）は、共同印刷グループが取り扱う製品および製品の製造に使用する原材料・資材などに、法律や得意先で含有が規制されている化学物質の含有を防ぐために制定しました。

原材料・資材などのサプライヤーである皆さまにガイドラインの内容を遵守していただくことにより、安全な製品を市場に提供することを目的としております。

### 3. 適用範囲

この「ガイドライン」は共同印刷グループが購入する原材料・資材などに適用します。適用される原材料・資材などは以下のとおりです。

- 1) 製品を構成する材料：紙、プラスチック、金属、ガラス、インキ・ニス、塗布剤、接着剤、添加剤、テープ、磁気ストライプなど
- 2) 部品：IC チップ、インレットなど
- 3) 設備・消耗品：製版材、刷版材、ブランケット、加工用資材、各種ローラー、水付けローラー、溶剤、洗浄剤、金型など

#### 4. サプライヤーの皆さまへの要求事項

- 1) 以下の環境管理システムなどによる化学物質管理システムの構築と運用
  - ・環境管理システム：ISO14001:2015 の規格要求事項
  - ・化学物質管理システム：JAMP「製品含有管理化学物質管理ガイドライン」
  - ・製品含有化学物質管理-原則および指針：JIS Z 7201
- 2) 管理対象物質の管理
  - ① 対象となる化学物質は、別紙1「グリーン調達基準リスト」を参照ください。
  - ② 管理対象物質の使用については、別紙1「グリーン調達基準リスト」の管理基準に従って管理をしてください。

また、別紙1に記載された以外の化学物質で、法律・条例・条約などにより使用が規制されている化学物質についても当該規制内容に従って管理をしてください。
  - ③ 新規に取引を開始する際は、当該製品について「5.提出文書」に記載の文書を当社へ提出ください。
  - ④ 既に報告済みの納入品について、新たにグリーン調達基準リストに適合しないことが判明した場合や報告内容に変更が生じた場合は、すみやかに当社へご連絡ください。

#### 5. 提出文書

以下文書を指定期日までに当社へご提出ください。

- 1) グリーン調達基準リスト記載物質不使用証明書（別紙2）

当社への納入原材料・部品などについて含有禁止物質を含有していないことを保証いただくための文書です。社印、責任者印、担当者印をそれぞれ捺印してください。  
なお、何らかの理由により含有している場合には、その理由、含有量、削減計画などを明らかにし、記載ください。
- 2) SDS などの成分表
- 3) 含有物質分析データ  
当社から要求があった場合、含有物質分析データを提出してください。（前処理方法も明記のこと）

#### 6. 用語説明

- 1) 含有  
原材料や製品中にその化学物質が含まれること
- 2) 管理対象物質  
法律などで製造や使用が禁止、規制されている化学物質群のうち、特に環境への影響が大きい、または作業者の労働安全衛生面での影響が大きいと考えられる化学物質。  
※製品の製造工程での使用や製品への含有を禁止します。

3) 意図的添加

特定の特性、外観、性質、属性または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用すること。

4) 閾値<sup>しきいち</sup>

製品に含まれる化学物質がこの値、または超える値となる場合、本ガイドラインの要件にしたがって開示しなければならない限界を示す濃度。

※閾値の数値は重量%(百万分率または ppm)で表され、1,000ppm = 0.1%として換算されます。

5) JAMP

アーティクルマネジメント推進協議会。製品に含まれる化学物質に関する情報をサプライチェーン全体で共有することを目的に設立。

6) JIG

ジョイント・インダストリー・ガイドライン。グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) が制定した化学物質調査に関するガイドライン。

以上

【お問い合わせ先】

1) 文書の提出方法などについて

資材部購買第二課

電話 : 03-3817-2141

FAX : 03-3817-2154

2) 化学物質の基準などについて

品質・環境統括部 環境管理課

電話 : 03-3817-2043

FAX : 03-3817-2109